

京都市告示第 4 8 4 号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)公園を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 2 6 年 2 月 1 4 日

京都市長 門川 大作

1 公園の名称

(1) 変更する公園

- 2・2・38号太秦公園(38号太秦公園)
- 3・3・40号三栖公園(40号三栖公園)
- 2・2・48号西野公園(48号西野公園)
- 2・2・49号西中公園(49号西中公園)
- 3・3・54号朱雀公園(54号朱雀公園)
- 3・3・57号東吉祥院公園
- 2・2・58号二条公園(58号二条公園)
- 2・2・61号生祥児童公園(61号生祥児童公園)
- 3・3・76号伏見公園(76号伏見公園)
- 2・2・79号西九条児童公園(79号西九条児童公園)
- 2・2・83号三条東児童公園(83号三条東児童公園)
- 2・2・126号先斗町公園
- 6・5・135号西京極運動公園
- 3・3・150号深草西浦南公園(150号深草西浦南公園)
- 3・3・203号竹田公園(203号竹田公園)

() 書きは変更前

(2) 廃止する公園

- 56号小松原公園
- 74号五辻児童公園
- 85号楽只児童公園
- 86号崇仁児童公園

165号薩田公園

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 2・2・38号太秦公園

廃止する部分

右京区太秦安井一町田町，太秦安井西沢町及び太秦安井松本町の各一部

(2) 3・3・40号三栖公園

変更する部分

伏見区下鳥羽六反長町の一部

(3) 2・2・48号西野公園

廃止する部分

山科区西野大鳥井町，東野舞台町及び東野八代の各一部

(4) 2・2・49号西中公園

廃止する部分

南区吉祥院西ノ庄西浦町及び吉祥院西ノ庄向田町の各一部

右京区西京極中沢町及び西京極畑田町の各一部

(5) 3・3・54号朱雀公園

廃止する部分

中京区西ノ京永本町及び西ノ京船塚町の各一部

(6) 3・3・57号東吉祥院公園

廃止する部分

南区吉祥院池田町及び吉祥院観音堂町の各一部

(7) 2・2・58号二条公園

廃止する部分

中京区西ノ京式部町，西ノ京小堀町及び西ノ京北聖町の各一部

(8) 2・2・61号生祥児童公園

廃止する部分

中京区大黒町の一部

(9) 3・3・76号伏見公園

廃止する部分

伏見区桃陵町の一部

- (10) 2・2・79号西九条児童公園
変更する部分
南区西九条南田町の一部
- (11) 2・2・83号三条東児童公園
廃止する部分
東山区教業町及び長光町の各一部
- (12) 2・2・126号先斗町公園
廃止する部分
中京区梅之木町及び下樵木町の各一部
- (13) 6・5・135号西京極運動公園
廃止する部分
右京区西京極徳大寺団子田町，西京極新明町，西京極郡沢町及び西京極郡猪馬場町
の各一部
- (14) 3・3・150号深草西浦南公園
廃止する部分
伏見区竹田中川原町の一部
- (15) 3・3・203号竹田公園
廃止する部分
伏見区竹田中島町の一部
- (16) 56号小松原公園
廃止する部分
北区小松原南町の一部
- (17) 74号五辻児童公園
廃止する部分
上京区西五辻東町の一部
- (18) 85号楽只児童公園
廃止する部分
北区鷹峯旧土居町，紫野北花ノ坊町及び紫野花ノ坊町の各一部

(19) 86号崇仁児童公園

廃止する部分

下京区下之町，東之町及び西之町の各一部

(20) 165号薩田公園

廃止する部分

左京区上高野大湯手町，上高野薩田町及び上高野諸木町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)